

選挙運動用自動車使用証明書

(令和5年4月23日執行茅ヶ崎市議会議員選挙)

(自動車使用の契約届出書の届出日以降の日です。)

令和5年 ×× 月 ×× 日

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車として使用したものであることを証明します。  
(○印を付けてください)

運送等契約区分 (該当する方の番号に○印をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 2 上記1以外の場合		
運送事業者等の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	茅ヶ崎市柳島○丁目○番○子 乙山 三郎 電話 0467-××-△△△△		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備考
小型 湘南 55 た ○○○○	令和5年4月16日 ~4月22日	151,200 1日当たり 21,600×7日間	

- (注) 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担対象額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たりの支払金額が次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める公費負担限度額以下のときは当該支払金額で、また、支払金額が公費負担限度額を超えるときは、当該公費負担限度額です。

契約の種類	公費負担限度額
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
2 上記1以外の場合	16,100円

(候補者→事業者→選挙管理委員会)